

見附市障がいを理由とする差別のない
だれもが共に暮らせるまちづくり条例

解 説 書

令和7年4月
見附市健康福祉課

はじめに

本解説は、令和7年4月1日の施行の「見附市障がいを理由とする差別のないだれもが共に暮らせるまちづくり条例」の内容について、個別具体的に説明するものです。

条例の内容についてご理解いただくことで、障がいのある人への差別の解消を推進し、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合う「思いやりにつつまれてだれもが安心して暮らせる地域社会の実現」を目指していくものです。

- ※ 本解説は、各条に対して「ポイント・解説」を設け、要点や詳細な説明をするものです。
- ※ 本条例及び解説書における「障害」の表記については、法令や規則等にもとづく制度、施設名、固有名詞等を除き、「障がい」と表記しています。

※ 差別の解消を条例名に入れる案について

「見附市障がいを理由とする差別のないだれもが共に暮らせるまちづくり条例」という名称にした理由ですが、ここ数年その他自治体の条例の名称は「障がいのある人もない人も安心して共に暮らせるまちづくり条例」などが主となっていますが、当市では、まずは障がいのある方に対する偏見や差別の解消を第一と考え、偏見や差別が解消されれば、条例前文にあるように、だれもが互いに人格と個性を尊重し合える「思いやりにつつまれてだれもが安心して暮らせる地域社会の実現」に近づくと考え、「障がいを理由とする差別のない」をあえて名称に入ることにしました。

目 次

前文	4 ページ
第1章 総則	
第1条 (目的)	5 ページ
第2条 (定義)	6 ページ
第3条 (基本理念)	10 ページ
第4条 (市の責務)	12 ページ
第5条 (事業者の役割)	12 ページ
第6条 (市民の役割)	13 ページ
第2章 障がいを理由とする差別の解消	
第7条 (不当な差別的取扱いの禁止)	13 ページ
第8条 (合理的配慮の提供)	15 ページ
第3章 障がいを理由とする差別に関する相談及び解決のための対応	
第9条 (相談)	17 ページ
第10条 (助言又はあっせんの申立て)	18 ページ
第11条 (調査)	19 ページ
第12条 (助言又はあっせん)	19 ページ
第13条 (勧告及び公表の措置)	20 ページ
第14条 (調整委員会の設置等)	21 ページ
第4章 共生社会の実現に向けた取組	
第15条 (周知啓発の実施)	21 ページ
第16条 (教育の取組み)	22 ページ
第17条 (交流機会の創出)	22 ページ
第18条 (意思疎通)	23 ページ
第19条 (協議会の設置)	24 ページ
第5章 雜則	
第20条 (委任)	24 ページ

前 文

私たち一人ひとりは、かけがえのない存在であり、全ての市民は、平等に権利を持っています。多様性が認められ、様々な人が地域で共に生き、活躍できる社会は、全ての市民にとって暮らしやすい豊かな社会です。

しかし、障がいのある人は、障がいや障がいのある人への理解の不足又は偏見から生じる社会的障壁による困りごとを抱え、日々の生活の中で障がいを理由とした不利益な取扱い等の差別を受けていると感じている場合も少なくありません。障がいのある人が日々の生活の中で受ける差別は、心身の機能の障がいのみならず、社会における様々な障壁によって作り出されているのであって、障壁を取り除くことは社会全体の責任です。

見附市では、障がいのあるなしにかかわらず、だれもが互いに人格と個性を尊重し合う「思いやりにつつまれてだれもが安心して暮らせる地域社会の実現」を目指し、この条例を制定します。

【 ポイント・解説 】

障がいのある人は、社会の理解不足等によって、生活の中で多くの困りごとを抱えて暮らしています。障がいのある、なしに関係なくみんながお互いを思いあい、みんなで安心して暮らせる社会をつくることがこの条例をつくる理由です。

この条例を制定しようとした経緯や考え方を明らかにするため、前文を設けました。障がいを理由とする偏見・差別をなくし、障がいのあるなしにかかわらず、だれもが互いに人格と個性を尊重し合う共生社会は、見附市が目指す「思いやりにつつまれてだれもが安心して暮らせる地域社会」をあらわしたものであり、本条例の制定は地域共生社会の実現の第一歩となります。

第1章 総 則

第1条（目的）

（目的）

第1条 この条例は、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）、障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨を踏まえ、本市における障がいを理由とする差別の解消の実現に関し、基本理念を定め、市の責務、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消を推進するための基本的な事項を定めることにより、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目的とします。

【 ポイント・解説 】

この条例をつくることで、障がいを理由とする偏見・差別をなくし、障がいのある、なしに関係なくみんながお互いを思い、助け合いながら、暮らせる社会をつくることを目的とします。

⇒ 本条例の制定目的を明らかにしたものです。本条例では、障害者の権利に関する条約、障害者基本法、障害者差別解消法に定められた、障がいを理由とする差別を禁止するとの原則を確認し、市の責務、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、障がいに関する差別を解消し、共生社会の実現に寄与することを明記しています。

※解説書中、法律の名称を次のように略称で表記します。

「障害者の権利に関する条約」 = 「障害者権利条約」

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 = 「障害者差別解消法」

第2条（定義）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- （1）障がい 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾患をいう。）に起因する障がいその他の心身の機能の障がいをいいます。
- （2）障がいのある人 障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいいます。
- （3）社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。
- （4）不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障がい又は障がいに関連する事由を理由として、障がいのある人に対して不利益な取扱いをすることをいいます。
- （5）合理的配慮 障がいのある人が、社会的障壁の除去を必要としていることを認識できる場合において、建設的な対話をを行い、実施に伴う負担が過重でないときに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ適切な措置を講ずることをいいます。
- （6）障がいを理由とする差別 障がいのある人に対し、不当な差別的取扱いをすること又は社会的障壁を取り除くための合理的配慮の提供をしないことをいいます。
- （7）障がいの社会モデル 障がいのある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障がいのみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものという考え方をいいます。
- （8）事業者 市内に事務所を有し、又は市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。
- （9）市民 市内に住所を有する者及び市内に住む者並びに市内に通勤し、通所し、及び通学する者をいいます。

【 ポイント・解説 】

障害者基本法・障害者差別解消法の定義を基本とし、この条例で用いる用語の意味を定義するものです。

(1) 「障がい」

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）に起因する障がいその他の心身の機能の障がいをいいます。その他心身の機能の障がいは、慢性疾患による心身機能の障がいなどをいいます。

(2) 「障がいのある人」

障害者手帳の有無や年齢に関わらず、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活において自分の考えるとおりに活動できない状態にある人を「障がいのある人」とします。

(3) 「社会的障壁」

障がいのある人が生活していくときに困ってしまう社会のバリアを指します。※「バリア」とは、障壁や壁という意味で、「バリアフリー」とは、バリアがないこと、あるいは取り除くことです。一般に「物理的バリア」「制度のバリア」「文化・情報のバリア」「心のバリア」の4つのバリアがあるといわれています。

【4つの社会的障壁（バリア）】

▷物理的バリア（事物）

（例）段差、狭い道路、すべりやすい床

▷制度のバリア（制度）

（例）学校の入学試験、資格試験

▷文化・情報のバリア（慣行）

（例）音声のみのアナウンス

▷心のバリア（観念）

（例）偏見や差別、障がいへの無関心

社会の様々な仕組みや社会的構造物が、障がいのない人を中心として発展した結果、障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で妨げになっているものなどを「社会的障壁」と定義するものです。

(4) 「不当な差別的取扱い」

障がいのある人と障がいのない人を分けて、障がいのある人を不利に扱うこと

を指します。

「正当な理由」とは、障がいのある人に対して、障がい又は障がいに関連する事由を理由として、サービス、各種機会の提供を拒否する等の取扱いが、客観的

に見てやむを得ないと言える場合です。下記の事例のように障がいを理由として異なる扱いをすることは、原則として認められないため、障がいのある人の障がいの程度をはじめ、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要となります。

【不当な差別的取り扱い事例】

- ・車いすを理由に交通機関の利用を断られた。
- ・障がいがあるという理由だけで、アパートの入居が出来なかった。
- ・車いすを使っている人が入店を断られた。
- ・盲導犬を連れて飲食店に入店しようとした際に、「衛生上の理由でペット同伴はお断り」と入店できなかった。
- ・障がいのない人と同じ仕事をしているにもかかわらず、障がいのある人は給与が低く、さらに正社員として採用されなかった。

(5) 「合理的配慮」

障がいのある人が、社会的障壁（バリア）等によって困ってしまって、助けを求めたとき、又は助けを求めていたと認識できた場合は、できる限り対応することを指します。

障がいのある人が、社会的障壁の除去を必要としていることを認識できる場合において、障がいのある人と建設的な対話をを行い、実施に伴う対応が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的配慮を提供することを定義するものです。

「建設的な対話」とは、できる範囲で対応可能な代替手段の話し合いを行うことです。

「過重な負担」については、個別の事案ごとに、「事務・事業への影響の程度」、「物理的・技術的・人員等の程度」、「費用・負担の程度」、「事務・事業の規模」、「財政・財務状況」の要素を考慮し、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要となります。

過重な負担に当たると判断した場合は、障がいのある人にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが必要です。

【合理的配慮の不提供事例】

- ・車いすを利用している人が、店員に声をかけたにもかかわらず通路にある台車を動かしてくれないので通れない。
- ・聴覚に障がいのある人が、申し出ているにも関わらず、職員が筆談等の対応をしない。

【正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる事例】

- ・障がいがあることを理由として、障がいのある人に対して、言葉遣いや接客の態度など一律に接遇の質を下げる。

・障がいがあることを理由として、具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、障がいのある人に対し一律に保護者や支援者・介助者の同伴をサービスの利用条件とすること。

(6) 「障がいを理由とする差別」

障がいを理由とする差別には、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が当たると規定し、障がいのある人の権利利益を侵害することと定義するものです。

(7) 「障がいの社会モデル」

障がいのある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能（疾病等）の障がいのみならず、社会における様々な障壁（バリア）と向きあうことによって発生するという考え方を指します。

「障がい」の概念が、障がいを個人の問題としてとらえ、心身の機能（疾病等）から直接的に生じるものと考える「医学モデル」から変化していることを踏まえ、規定するものです。

【障がいの社会モデルとは】

私たちの暮らす生活の中で、障がいのある方や高齢者、外国の方など多種多様な人々がいることを考慮せず、障がいのない人に合わせて作られた社会となっています。これによって生まれた、障がいのある人にとっての困りごとから「社会的障壁（バリア）」が生まれ、生活しにくく生きづらい社会環境となっています。

例えば、入口に階段のある建物に車椅子の人が入ろうとした場合、階段が障壁となって入ることができません。しかし、スロープを設置すれば、そこに障壁は無くなり、建物に入ることができます。階段という、歩いて上がることができる人だけを想定してつくられた社会が、車椅子の人にとっての障壁となり「障がい」を生んでいます。このように、社会側に様々な障壁があることによって、障がいのある人が制限を受けているという考え方を「障がいの社会モデル」と言います。

上記の例では、スロープを設置すれば障壁は無になります。車椅子の方は何も変わっていません。変わったのは周囲の環境です。障壁を取り除くことは社会全体の問題であると考えていく必要があります。社会的障壁（バリア）を除去することは、障がいのある人だけではなく、高齢者やケガ人、妊婦等、すべての人が暮らしやすいまちづくりにつながっていきます。

(8) 「事業者」

市内にあるお店や会社等を指します。

事業者には、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）等も含まれます。本部が他市町村にあり、店舗が市内にある場合は、市内にある店舗のみを対象とするものです。

(9) 「市民」

住んでいる場所や通っている学校、会社、福祉施設等が市内にある人を指します。居住、通勤先、通所先、通学先のいずれかが見附市内である者をいいます。

第3条（基本理念）

（基本理念）

第3条 障がいを理由とする差別の解消は、次に掲げる事項を基本理念として推進します。

- (1) 障がいのある人が、障がいのない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有すること。
- (2) 障がいのある人が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (3) 障がいのある人の選択や意思が尊重されるよう、必要な支援に取り組むこと。この場合において、性別、年齢その他の要因により特に困難な状況に置かれている場合には、その状況に応じた適切な配慮がなされること。
- (4) 障がいのある人は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が可能な限り確保されるとともに、意思決定について必要な支援が受けられること。
- (5) 障がいを理由とする差別は、障がい及び障がいのある人に関する理解の不足又は偏見から生じることから、多様な人々により地域社会が構成されているという基本認識のもとに、事業者及び市民が、障がいの社会モデルに関する理解を深めることを基本として推進すること。
- (6) 障がいのある人もない人も、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の違いを理解し、互いにその人格と個性を尊重すること。
- (7) 社会的障壁の除去及び合理的配慮の提供は、障がいの有無にかかわらず、全ての市民にとって有益であることを認識し、共生社会の実現に向け相互に協力すること。

【 ポイント・解説 】

障害者基本法・障害者差別解消法の定義をもとに、この条例の基本的な考え方を規定するものです。

- (1) 障がいのある人が、障がいのない人と同じように大切に思われて暮らしていくこと
⇒ 個々のあり方を尊重することを含め、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有することを規定しています。
- (2) 障がいのある人が、あらゆる活動に参加する機会が確保されること
⇒ 障がいのある人が地域で自立して生活したり、社会参加するための機会を確保することを規定しています。
- (3) 障がいのある人の希望や意見を大切にできるよう置かれている状況に応じた支援の方法を考えること
⇒ 障がいのある人の選択及び意思が尊重されるために必要な支援について規定しています。性別、年齢、国籍、人権、人種、貧困、虐待などの要因などから特に困難な状況に置かれている場合には適切な配慮を行うことを規定しています。
- (4) 障がいのある人の意思疎通や情報の取得についての手段が可能な限り確保されること
⇒ 障がいのある人が、意思決定を行うための手段や必要な支援について規定しています。
- (5) 障がいを理由とする差別は、障がいや障がいのある人へ偏見や理解不足から生じることから、社会のバリアを見直していく必要があること
⇒ 障がいは、障がいのある人のみに理由があるのではなく、社会にもあるという障がいの社会モデルに関する理解を深めることを規定しています。また、すべての市民が障がいや障がいのある人についての理解を深める必要性についても規定しています。
- (6) 障がいのある人もない人もお互いを知り、大切に思いあうこと
⇒ 障がいの有無にかかわらず、お互いを尊重し人格と個性を認め合うことが条例の目的である共生社会の実現に重要であることから規定しています。
- (7) 社会のバリアの見直しや、困っている障がいのある人を助けることは、すべての市民のためになること
⇒ 社会的障壁の除去及び合理的配慮の提供は、障がいの有無にかかわらず、全ての市民にとって有益であることを認識し、共生社会の実現に向け相互に協力することを規定しています。

第4条（市の責務）

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、障がいを理由とする差別の解消の推進及び共生社会の実現に関する施策を実施するものとします。

2 市は、前項の施策を実施するにあたっては、障がいのある人の意思を尊重しつつ、事業者、市民、その他関係者と連携し、協力を図るものとします。

【ポイント・解説】

市は、障がいを理由とする差別の解消の推進及び共生社会の実現に関する施策を事業者や市民の協力のもと実施します。

＜市が取り組むこと＞

- ・障がいを理由とする差別の解消の推進及び共生社会の実現に関する取組を実施すること。
- ・障がいを理由とする差別の解消の推進及び共生社会の実現に関する取組を、障がいのある人の意思を尊重しながら、事業者、市民等と連携・協力して実施すること。

第5条（事業者の役割）

（事業者の役割）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、障がい、障がいのある人及び障がいの社会モデルに対する理解を深めるよう努めるものとします。

2 事業者は、市が実施する障がいを理由とする差別の解消に関する施策に協力するとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組むよう努めるものとします。

【ポイント・解説】

事業者は、市の進める取組に協力し取り組んでいくことが必要となります。

＜事業者が取り組むよう努めること＞

- ・障がい、障がいのある人及び障がいの社会モデルに対する理解を深めること。
- ・市が実施する障がいを理由とする差別の解消に関する施策に協力し、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組むこと。

第6条（市民の役割）

（市民の役割）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、障がい、障がいのある人及び障がいの社会モデルに対する理解を深めるよう努めるものとします。

2 市民は、市が実施する障がいを理由とする差別の解消に関する施策及び事業者が実施する障がいを理由とする差別の解消の推進に関する取組に協力するよう努めるものとします。

【 ポイント・解説 】

市民は、障がいのある人が日々の生活で感じている困りごとや生活のしづらさについて理解し、市や事業者の進める取組みに協力して、みんなで生活していく社会を実現するために協力することが必要となります。

＜市民が取り組むよう努めること＞

- ・障がい、障がいのある人及び障がいの社会モデルに対する理解を深めること。
- ・市や事業者が実施する障がいを理由とする差別の解消の推進に関する取組に協力すること。

第2章 障がいを理由とする差別の解消

第7条（不当な差別的取扱いの禁止）

（不当な差別的取扱いの禁止）

第7条 何人も、障がいのある人に対し、福祉、医療、教育、雇用、居住、交通、商業その他の障がいのある人の日常生活又は社会生活において、障がいを理由とする不当な差別的取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害してはなりません。

【 ポイント・解説 】

どんな人であっても、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」をすることを禁止し、障がいのある人の権利利益を侵害してはならない旨を明記したものです。

日常生活又は社会生活に関する分野の例として「福祉」「医療」「教育」「雇用」「居住」「交通」「商業」を明記しています。また、それ以外の分野においても「不当な差別的取扱いの禁止」を規定するものです。

なお、「何人も」の中には、障がいのある人自身も含まれます。

参考

日常生活又は社会生活に関する分野例

「福祉」分野	・障害福祉サービス事業所 ・高齢者サービス事業所 等	・保育園
「医療」分野	・医療機関（病院、診療所、薬局等） 等	
「教育」分野	・幼稚園 ・高等学校	・小学校 ・大学 ・中学校 ・専門学校 等
「雇用」分野	・職場	・ハローワーク 等
「居住」分野	・アパート	・賃貸住宅 ・借家 等
「交通」分野	・公共交通機関（鉄道、バス、タクシー等） 等	
「商業」分野	・商店	・スーパー ・コンビニエンスストア 等
その他あらゆる日常生活・社会生活の場面	・上記も含めた、日常生活、社会生活の中でおこりうるあらゆる生活の場面	

【不当な差別的取扱いの事例】

福 祉：福祉サービスの提供を施設側から一方的に制限された。

医 療：多動の障がいがある人が入院した時に必要以上に身体を拘束された。

雇 用：知的障がいがあり、障がい者枠で就職したにも関わらず、他の職員から「仕事が遅い。」と言われた。

交 通：視覚に障がいのある人が白杖を使用していることを理由に、タクシーの乗車を断られた。

居 住：身体や知的、精神等の何らかの障がいがあるという理由だけで不動産契約をしてもらえなかった。

商 業：事業者に補助犬についての理解がなく、盲導犬の入店を拒否された。

日常生活：自治会活動への参加を希望したところ、障がいがあるという理由だけで、できること等について相談なく、参加を断られてしまった。

社会生活：市内スポーツ大会で、視覚に障がいがあるため補助者と一緒に参加したいと申し出たところ、前例がないからという理由で参加できなかった。

行政機関等：聴覚に障がいがあることを窓口で申し出たにもかかわらず、番号札での呼び出しが音声のみでされてしまった。

第8条（合理的配慮の提供）

（合理的配慮の提供）

第8条 市は、その事務又は事業の実施にあたり、障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としていることを認識できる場合に、社会的障壁の除去の実施について、合理的な配慮を行わなければなりません。

- 2 事業者は、その事業の実施にあたり、障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としていることを認識できる場合に、社会的障壁の除去の実施について、合理的な配慮を行わなければなりません。
- 3 市民は、障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としていることを認識できる場合に、社会的障壁の除去の実施について、合理的な配慮を行うよう努めなければなりません。

【 ポイント・解説 】

合理的配慮とは、障がいのある人が、社会的障壁によって困り、助けを求めたとき、又は助けを求めていると認識できた場合に、できる限り対応することを指します。障がいのある人が、社会的障壁の除去を必要としていることを認識できる場合において、障がいのある人とできる範囲で対応可能な代替手段の話し合いを行うなど建設的な対話をを行い、実施に伴う対応が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的配慮を提供することが必要です。

合理的配慮は、障がいのある人からの意思表明があったときだけでなく、社会的障壁の除去を必要と認識できる場合にも、過重な負担がない範囲で提供するものです。

- ⇒ 市と事業者は、事務や事業の実施にあたり、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を提供しなければならない旨を規定したものです。
- ⇒ 市民は、障がいのある人の日常生活又は社会生活に関する分野において、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を提供するよう努める旨を規定したものです。

合理的配慮の具体例

※以下の例は、あらゆる事業者が必ずしも実践するものではないことに留意してください。

【物理的環境への配慮】(例:肢体不自由)

- ・障がいのある人から「飲食店で車椅子のまま着席したい」との申し出があった場合
⇒ 申し出の対応として、「机に備え付けの椅子を片付けて車椅子のまま着席できるスペースを確保した」

【意思疎通への配慮】(例:弱視難聴)

- ・障がいのある人から「難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため細いペンや小さな文字では読みづらい」との申し出があった場合
⇒ 申し出の対応として、「太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った」

【ルール、慣行の柔軟な変更】(例:学習障害)

- ・障がいのある人から「文字の読み書きに時間がかかるため、セミナーに参加中にホワイトボードを最後まで書き写すことができない」との申し出があった場合
⇒ 申し出の対応として、「書き写す代わりに、デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット型端末などでホワイトボードを撮影することとした」

【合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる事例】

- ・自由席での開催を予定しているセミナーにおいて、弱視の障がいのある人からスクリーンや板書等がよく見える席でのセミナー受講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せずに「特別扱いはできない」という理由で対応を断る。

【合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例】

- ・飲食店において、食事介助等を求められた場合に、当該飲食店が食事介助等を事業の一環として行っていないことから、その提供を断ること。(必要とされている範囲で本来の業務に付随するものに限られることの観点)

第3章 障がいを理由とする差別に関する相談及び解消のための対応

第9条（相談）

（相談）

第9条 障がいのある人、その家族その他の関係者又は事業者（次項において「相談者」という。）は、市又は市が委託する相談機関（以下「相談機関」という。）に対し、市内で発生した障がいを理由とする差別に該当すると思われる事案（以下「差別事案」という。）に関する相談をすることができます。

2 市又は相談機関は、差別事案に関する相談があったときは、相談者又は当該相談内容に関わる者に対し、事実の確認を行うとともに、必要に応じて、情報提供、関係機関との連絡調整、他機関への取次ぎを行い、解決を図ります。

【 ポイント・解説 】

障がいを理由とする差別に関する相談及び差別の解消のための対応について規定するものです。

市では、健康福祉課を窓口とし、市が委託している相談機関を明記することにより、相談しやすい体制づくりを進めます。

「障がいを理由とする差別」とは

障がいのある人に対し、不当な差別的取扱いをすること、社会的障壁を取り除くための合理的配慮の提供をしないことをいいます。

「他機関」とは

法務局の人権部署、労働基準監督署などが考えられます。

第10条（助言又はあっせんの申立て）

（助言又はあっせんの申立て）

第10条 障がいのある人、その家族その他の関係者は、前条第2項の規定による対応の後もなお解決されない場合は、市長に対し、差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんの申立て（以下「申立て」という。）をすることができます。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、申立てをすることができません。

- (1) 申立てをすることが当該障がいのある人の意に反すると認められるとき。
- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）による紛争の解決の手続をすることができるとき。
- (3) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に基づく不服申立ての手続をすることができるとき。
- (4) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その最後の行為の終了した日）から3年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつきやむを得ない理由があるときを除く。）。

【 ポイント・解説 】

差別事案について、第9条に規定する相談を受け、市又は市が委託している相談機関が解決を図った結果、本人同士で合意が図られなかった場合に、市長に対し助言又はあっせんの申立てができるることを規定するものです。

ただし、障がいのある人の希望に反する場合や他の手続きで解決ができる場合、差別があってから3年以上たっている場合は基本的に、解決に向けた申立てをすることができません。また、一般私人の関係における差別は、民法により解決を図るべきものであることから、家族の関係における差別は、虐待としての対応になることから、申し立ての対象にはなりません。

「助言」とは

関係者の方に對して、公正・中立な立場から行う解決案の提示のことをいいます。

「あっせん」とは

関係者の双方に對して、公平・中立な立場から行う解決案の提示のことをいいます。

○申立てができる差別事案

市内で発生した障がいを理由とする差別に関する事案を指します。

○申立てができる市民

市内在住、在勤、在学者、市内事業所への通所者を指します。

○その家族その他の関係者

障がいのある人の保護者又は後見人、障がいのある人を支援する相談支援事業者や通所施設等の福祉事業者等を含みます。

第11条（調査）

（調査）

第11条 市長は、前条の申立てがあった場合は、その申立てに係る事実について調査を行い、又は相談機関に必要な調査を行わせることができます。

2 前項の調査の対象となる者は、正当な理由があると認める場合を除き、同項の調査に協力しなければなりません。

【 ポイント・解説 】

助言又はあっせんの申立てがあった場合に行われる事実調査について規定するものです。

「正当な理由」とは

災害や急病、長期入院など生命や身体に危険が及んでいるなど、やむを得ない事情がある場合等を指します。

第12条（助言又はあっせん）

（助言又はあっせん）

第12条 市長は、前条第1項の調査の結果、必要があると認める場合は、見附市障がいを理由とする差別解消のための調整委員会（以下「調整委員会」という。）に対し、助言又はあっせんを行うことについて、意見を求めるものとします。

2 調整委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、当該差別事案の関係者に調整委員会への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができます。

3 市長は、調整委員会の意見を尊重し、差別事案の関係者に対し助言又はあっせんを行うものとします。

【 ポイント・解説 】

助言又はあっせんの申立てがあった際の手順について規定するものです。

申立てがあった際は、市長が「調整委員会」に、助言又はあっせんを行うことについて、意見を求めます。公正中立の立場で差別事案を解決するため、調整委員会（第14条）を設置します。

「助言」とは

関係者の方に対して、公正・中立な立場から行う解決案の提示のことをいいます。

「あっせん」とは

関係者の双方に対して、公平・中立な立場から行う解決案の提示のことをいいます。

第13条（勧告及び公表の措置）

（勧告及び公表の措置）

- 第13条 市長は、前条第3項の規定により助言又はあっせんを行った場合に、差別を行ったと認められる者が正当な理由なくその助言やあっせんに従わず、勧告することが相当と判断するときは、これらに従うよう勧告することができます。
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができます。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の相手方に対してその旨を通知し、かつ、その者に対して意見を述べる機会を与えるなければなりません。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じない場合は、意見の聴取を行わずに公表することができます。

【 ポイント・解説 】

市長による助言やあっせん案を通知したにもかかわらず、差別事案が解決しない場合における「勧告」及び「公表」について規定するものです。

市長の助言やあっせん案に、差別をした人が従わない場合は、差別をした人に差別を無くす行動をするように伝える（勧告）ことになります。

また、「勧告」が、不利益処分である「公表」の前段階の手続きとしての機能を有していることから、事実上勧告の相手方にとって不利益な影響が及ぶ点に鑑み、手続きの公平性から相手方に意見を述べる機会を与えることとしています。

「勧告することが相当と判断するとき」とは
非常に悪質な差別を行った場合をいいます。

第14条（調整委員会の設置等）

（調整委員会の設置等）

第14条 市は、差別にかかる紛争の解決を図ることを目的として、調整委員会を設置します。

2 前項の調整委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。

【 ポイント・解説 】

調整委員会は、第19条に規定する見附市障害者自立支援協議会の委員を中心に、障がい者団体、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療・教育・雇用等の関係機関の代表者や障がいのある人を委員に選任することを想定しています。また、必要に応じて弁護士などの専門的な知見を持つ人を選任することもできるようにします。

調整委員会の構成員と関係のある事業者等が、助言又はあっせんの申立ての対象となった場合には、関係する委員を除く委員で協議するなど、中立性を保つこととします。

第4章 共生社会の実現に向けた取組

第15条（周知啓発の実施）

（周知啓発の実施）

第15条 市は、事業者及び市民が、障がい、障がいのある人及び障がいの社会モデルに対する理解を深め、障がいを理由とする差別を解消し、共生社会の実現が図られるよう、広報活動、啓発活動その他必要な取組を推進するものとします。

【 ポイント・解説 】

共生社会の実現に向けた市の取組について規定するものです。

市は、事業者及び市民が、障がい、障がいのある人及び障がいの社会モデルに対する理解を深めるための広報活動や啓発活動を実施し、障がいを理由とする差別の解消、共生社会の実現を目指します。

第16条（教育の取組）

（教育の取組み）

第16条 市は、共に学び育ちあう教育の重要性を考慮し、幼児、児童、生徒が障がい及び障がいのある人に対する理解を深められるよう、必要な取組を推進するものとします。

【 ポイント・解説 】

市は、幼児、児童、生徒が、障がいのあるなしに関わらず一緒に学んでいくことができるよう、必要な取組を進めていきます。

特別支援学校等に在籍する障がいのある児童や生徒と、その児童や生徒が居住する地域の学校との相互の交流学習等の推進も行います。

その際、障がいのある幼児、児童、生徒が、障がいの特性に応じた教育を受けることができるようになります。

第17条（交流機会の創出）

（交流機会の創出）

第17条 市は、障がいのある人と障がいのない人の相互理解を促進するため、一緒に活動し、交流する機会の創出や拡大が図られるよう、必要な取組を推進するものとします。

【 ポイント・解説 】

市は、障がいや障がいのある人への理解を深めるため、障がいのある人と障がいのない人が一緒に活動し、交流する様々な機会を創出する取組をすすめ、障がいのある人と障がいのない人の相互理解を促進します。

第18条（意思疎通）

（意思疎通）

第18条 市は、障がいのある人が情報を円滑に取得し、又は理解しやすくするため、点字、平易な表現等の障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の普及を図るとともに、必要な取組を推進するものとします。

2 市は、見附市手話言語条例（平成29年条例第20号）により、手話への理解及び手話の普及の促進を図るものとします。

【 ポイント・解説 】

市は、障がいの特性に応じた意思疎通手段の重要性から、障がいのある人がわかるような伝え方の取組をすすめます。

また、点字や手話、意思疎通を図る様々な方法等を広めるための活動をすすめていきます。さらに、手話言語条例による必要な施策を講ずるため、手話への理解及び普及の促進を図るものとします。

第19条（協議会の設置）

（協議会の設置）

第19条 市は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき、見附市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置します。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議を行います。

- (1) 差別を解消するために必要な取組の検討及び提言に関する事項
- (2) 差別を解消するために必要な施策の実施状況の確認及び見直しの提言に関する事項
- (3) 差別を解消する取組を効果的かつ円滑に行うために必要な事項

3 協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3に基づく協議会を兼ねるものとします。

【 ポイント・解説 】

本条は、障害者差別解消法に基づく、障害者差別解消支援地域協議会の設置について規定するものです。

見附市障害者自立支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定により、地域の障がい福祉に関するシステムづくりにおいて中核的な役割を果たす協議の場として設置しているものです。こうした当該協議会の機能を踏まえ、障害者差別解消支援地域協議会を別に設けるのではなく、役割を兼ねることで総合的な推進を図っていくこととします。

第5章 雜則

第20条（委任）

（委任）

第20条 この条例に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。